

# 成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する 関係府省庁連絡会議幹事会（第7回）

第1 日 時 令和3年6月14日（月） 自 午前 11時 00分  
至 午前 11時 45分

第2 場 所 Web会議の方法による開催

## 議 事

○法務省民事局 それでは、ただいまから成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議幹事会を開催いたします。

本日はお忙しい中、御参加くださいますこと誠にありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

資料1を御覧いただければと思います。工程表改訂案として皆様方からお出しいただいたものをまとめたもので、現在までの取組、それから2021年度の欄を書き足していただいたものでございます。変更部分を赤字などで書き足していただきました。

上から順番にということですので、まず、1から11まで消費者庁からお願いしたいと思います。

○消費者庁 消費者庁消費者教育推進課の吉村です。すみません、ちょっと時間に遅れて申し訳ありませんでした。

私の方からは、資料1の項目番号1から11のところにつきまして、変更している部分を赤字にしておりますので、消費者教育、消費者保護の関係につきまして御説明をいたします。

若年者に向けた消費者教育の推進につきましては、金融庁さん、文科省さん、法務省さんと消費者庁で連携をいたしまして、昨年度までは若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラムという名前で、今年度につきましては、アクションプログラムの内容を盛り込んだ「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンという内容で取組を進めているところでございます。前回のこの連絡会議の幹事会のところで今年度の取組であるキャンペーンの内容につきましては御説明をいたしまして、本日も資料2という形で配布をさせていただいておりますけれども、中身につきましては説明を省略させていただきました。資料1の項目番号1以降、赤字で変更しているところを中心に、昨年度まで3年間アクションプログラムという形で取り組んできておりますので、変更している部分につきまして、現在までの取組ですとか、そういったことを御説明させていただきます。

なお、2021年度、今年度につきましては、基本的には前回御説明いたしました資料2の「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンに基づいて取り組んでいくということにしておりますので、基本的には現段階までの取組のところを中心に御説明をさせていただきます。

まず、項目番号1でございますけれども、これにつきましては、今年度の取組というのを関係4省庁で、「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンというものを今年の3月22日に局長連絡会議で決定をして、現在取り組んでいるところを記載しております。

項目番号3を御覧ください。

こちらにつきましては、教材の開発ですとか手法の高度化というところでございますけれども、まず、高校生向けの消費者教育教材であります「社会への扉」、こういったものを活用した実践的な消費者教育というのを全国の高等学校などに働きかけをしております。昨年度の活用実績につきましては、まだ確定をしておりますので〇〇パーセントという形で書かせていただいておりますけれども、暫定ではございますけれども、70%以上の

高等学校等で取組が行われた都道府県というのは、昨年の38から45都道府県に増加する予定にしております。本年度も引き続き、この実践的な消費者教育の推進の拡充というのは働きかけていくところでございます。

また、項目3の下の方でございますけれども、消費者庁の方では、この「社会への扉」を補足するものとしたしまして、確認シート（お金・暮らしの安全編）ですとか、「社会への扉」の内容を学習できる生徒向け・教員向けの動画コンテンツ、あるいは特別支援学校、中学校向けの教材、さらに、デジタル取引・サービスに関連する最近の消費者トラブルについて学べる教材、こういったものを開発したことをお伝えしております。

すみません、項目3の2ページ目に続いておりますけれども、2ページ目の項目番号3の一番上のところ、こちらは法務省さんの取組でございますけれども、資料の6-1という形で配布をしております。法教育教材というのを作成いただいております、特に昨年度は高校生向けということで、全国の高等学校で教育委員会に配布をしたということを記載させていただいております。

それから、項目番号3の下の一番最後の金融庁さんの方でございますけれども、大学生など若年層に向けた金融経済に関する解説動画ですとか授業動画、こういったものを新たに昨年度は作成をされたということが記載をされております。

続きまして、項目番号4を御覧ください。

こちらにつきましては、消費者庁の取組といたしまして、消費者教育をコーディネートするコーディネーターさん向けの会議、こういったものを通じて都道府県への取組を促しているということですか、あるいは、コーディネーターを置いていただいている都道府県の数が26から34に増えているということを記載しております。

続きまして、3ページ目を御覧ください。

項目番号5でございます。教員の養成・研修の方でございます。

こちらにつきましては、文部科学省さんの取組ではございますけれども、教員免許の免許状更新講習会、こちらに関しまして、消費者教育について取り扱う講座の積極的な開設、こういったことを促したということが記載をされております。

続きまして、資料の4ページ目、項目番号6を御覧ください。

普及啓発、情報提供の関係でございますけれども、昨年度末に関係の4省庁で新生活に当たって注意が必要な事項などをまとめました啓発資料を作成して配布をしたということですか、あるいは消費者庁におきまして消費生活上の基礎的な情報、あるいは被害防止に関する情報をまとめた動画コンテンツを作成したということ、さらには、消費生活センターなどと連携して取組をやっているということについて記載を行っているところでございます。

消費者庁からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

**○法務省民事局** ありがとうございます。

それでは、続きまして、項目番号12番につきまして、金融庁からお願いできますでしょうか。

**○金融庁** ありがとうございます。金融庁の金融会社室長の岸本でございます。よろしくお願いたします。

私からは、項目番号12の貸金業におきます貸付・信用供与の健全性確保について御説明

いたします。

なお、資料としましては、資料3をお付けしております。

貸金業関係では、成年年齢の引下げにより若年者が過大な債務を負うような事態が生じないように、大きく2点取り組んでまいりました。1点目が、貸金業法の遵守でございます。貸金業者に対する当局の検査・監督、また日本貸金業協会の監査を通じて、貸金業法の遵守状況を確認しております。2点目が、貸金業者による自主的な取組の状況の把握・推進であり、大きく2本立てでやってまいりました。

1点目について、改めてとなりますが、こうした若年者の方というのは一般的に収入が少ないということで、総量規制等によって自ずと貸付可能な金額も少なくなります。そのため、返済能力の調査を適切に行うなど、貸金業法の諸規定を遵守することが、過大な貸付けの未然防止につながると考えております。そうした観点から、引き続き若年者への貸付けについて、貸金業法が遵守されているかを確認するということが1点目でございます。

2点目については、お手元の資料3を併せて御覧いただければと思います。こちらは貸金業者による自主的な取組の把握・推進ということで、昨年度、日本貸金業協会がアンケート調査を実施しております。そうした中で、18歳、19歳の方に対する効果的な取組として、利用限度額を通常よりも低く設定するといった取組が把握されているところです。これらの取組については、現在だけではなくて成年年齢引下げ後も実施されることが効果的であると考えており、日本貸金業協会に対して業界への周知、横展開を要請しているところでございます。現時点でもまた引き続きアンケート調査を実施しておりまして、その調査結果も踏まえ、これらの取組を更に推進していく所存でございます。

私からの説明は以上でございます。○法務省民事局 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、項目番号13につきまして、経産省からお願いいたします。

○経済産業省 経済産業省商取引監督課長でございます。

私からは、項目番号13番、クレジット取引における信用供与の健全性の確保について説明をしたいと思います。

項目としましては、信用供与の健全性確保の観点から大きく分けて2点取組をしております。1点目としましては、現在までの取組のところの①に書いてございます制度として支払可能見込額の調査を実施するとともに、クレジット業界による自主的な取組としてクレジット教育の支援活動の強化、また消費者への正しい理解のための広報、さらにはクレジット会社に対して、未成年者からクレジット契約の申込みを受ける場合には、未成年者については親権者の同意を得ることを求めるといったところをまず第1点でやっております。

また、2点目としましては、②のところでございますけれども、金融庁さんと同じく、協会の取組をしっかりと把握する観点から事業者に対してアンケートをしまして、その内容を公表しているところでございます。

お手元に資料4というのがございまして、クレジット分野の取組ということでございますけれども、こちらにおいて、2020年度、正確には今年の1月から2月の間にかけて、各社の取組をフォローした結果というのを載せてございます。この資料4の左側で、クレジット業界の若年者対策ということでアンケート調査結果をつけておりますけれども、極度額を少額、30万円以下に設定をして過剰信用供与を防ぐ、また、収入（支払いの原

資)を確認して、それが安定的な収入であるかどうかというのを確認した上で使っていただくようにする、さらには、制度上の極度額が大変少額の場合というのは支払可能見込額調査をしなくてもよいとなっておりますけれども、それを少額の場合であってもしっかりと取り組んでいただくといったような取組をしているところでございます。

2021年度につきましては、項目13の方に、表の方に戻りますけれども、そういった各社の取組というのを引き続きモニタリングするとともに、しっかりとした普及啓発の方も取り組んでいきたいと考えてございまして、先ほど消費者庁さんから御紹介があったように、「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーン、ここで作られていたコンテンツ等を日本クレジット協会を通じて配信するであるとか、そういった取組についてもしっかりと進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○法務省民事局 ありがとうございます。

それでは、続きまして、項目番号14につきまして、文科省からお願いいたします。

○文部科学省 文部科学省でございます。

14番につきましては、キャリア教育についてでございますけれども、昨年度は、キャリア教育・進路指導担当指導主事連絡協議会において、成年年齢引下げに向けた環境整備施策の周知を図りました。引き続き、必要な取組を推進してまいります。

14番については、以上でございます。

○法務省民事局 ありがとうございます。

それでは、続きまして、15から17につきまして、厚労省からお願いいたします。

○厚生労働省 厚生労働省人材開発統括官付の辻野と申します。

項目番号15について御説明いたします。

こちら若年者のキャリア形成支援、自立支援ということで、特にニート、フリーターの方々への支援をこの施策内容として記載しているものでございます。

更新したところ、赤字でございますけれども、時点更新が主になりますが、地域若者サポートステーションというところがニートの方々に対する職業的自立支援を行っており、わかものハローワーク等において、こちらはフリーターの正社員化就職支援を行っているところでございます。実績としましては、サポステにおいて67%の就職等率を達成しているとともに、フリーターの正社員化就職というのは約10万人程度実現しているというものでございます。

あわせて、もう1つのポツになりますが、若者、ひきこもりであられるの方々への支援ということで、自立相談支援機関等を通じて、その保護者も含めて関係機関と連携した訪問支援というのをやっているところでございます。これらを踏まえまして、引き続き、普及啓発活動ですとかアウトリーチ活動について実施していく所存でございます。

15番につきましては、以上でございます。

○厚生労働省 続きまして、16番、労働基準局でございます。

学生アルバイトの労働条件確保対策でございますが、現在、労働条件相談ほっとラインと労働条件ポータルサイトの二つの事業を推進しております。ほっとラインにつきましては、労働局や監督署が閉庁している平日の夜間午後10時まで、それから土日・祝日の午前9時から午後9時まで、労働基準法等に関するものについて相談を受付けて対応しております。

す。また、労働条件ポータルサイトを設置することにより、いわゆる労働条件に関する様々な情報を、学生アルバイトを含めた利用者に対して情報提供を行っております。今年につきましても、これらの取組についてリーフレットやSNSを使ってたくさんの方に活用していただけるように取り組んでまいります。

○厚生労働省 厚生労働省総合政策担当参事官の松本です。

17番でございますが、未成年者への労働関係法令に関する教育として、ハンドブックや漫画を取り入れたQ&Aの作成・周知を行っており、今年6月に、2022年4月1日から成年年齢が引下げられる旨を追記した改訂版ハンドブックをホームページで公開いたしました。

以上でございます。

○法務省民事局 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、18番につきまして、内閣府からお願いいたします。

○内閣府 内閣府青少年担当の瓜生田と申します。

内閣府では、成年年齢引下げの取組に限ったものではありませんけれども、若年無業者やひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供、若者の自立を支援するための取組として、教育、福祉、保健・医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関、団体により構成される子ども・若者支援地域協議会及び子供・若者に関する様々な相談を一元的に受け付けることができるワンストップの相談窓口である子ども・若者総合相談センターの体制整備や機能向上を支援しております。令和3年1月1日現在、128の地域に子ども・若者支援地域協議会が設置されており、96の地域に子ども・若者総合相談センターがそれぞれ設置されているところでございます。

本年度以降につきましては、本年4月に子供・若者育成支援推進大綱が決定されましたので、それを踏まえ、地方公共団体における協議会、センターの整備を加速するとともに、更なる機能向上に資するよう、アドバイザーの派遣、優良事例の紹介、関係者の研修等の支援を行ってまいります。加えて、各地におけるこれらの協議会及びセンター間のネットワークづくりを推進し、全国的な共助体制を構築してまいります。

項目18番について、以上でございます。

○法務省民事局 ありがとうございました。

では、続きまして、19番、20番につきまして、文科省からお願いいたします。

○文部科学省 文部科学省でございます。

19番につきましては、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーについて引き続き配置拡充を進め、令和元年度以降の予算においては、スクールカウンセラーを全公立小中学校、2万7,500校ですけれども、また、スクールソーシャルワーカーを全中学校区、こちらは1万中学校区に配置するために必要な経費を計上するなど、教育相談体制の更なる充実を図ってまいりました。引き続き必要な取組を実施してまいります。

続きまして、20番につきましては、家庭教育支援については、家庭教育支援チームなどの実施箇所数が約1,000か所となっております。引き続き、家庭教育支援を担う人材の養成や保護者に対する学習機会や情報提供に取り組んでまいります。

以上でございます。

○法務省民事局 ありがとうございました。

では、続きまして、21番、22番につきまして、厚労省からお願いいたします。

○厚生労働省 厚労省の家庭福祉課でございます。

まず、21番、ひとり親家庭、それから生活困窮者への支援でございます。これは引き続き、子供貧困大綱、それから母子家庭、母子、寡婦の措置法に基づく基本的な方針、これに基づいて取り組んでまいります。子ども食堂、それから学習支援等、様々な事業がありまして、詳細については資料5-2から5-3、この辺りを御覧いただければと思います。

続きまして、22番、社会的養護における家庭養育の推進、自立支援についてでございます。これは虐待等を原因として社会的養護が必要な方、これは里親、あるいは児童養護施設等において措置がされているわけでございますが、現在までの取組のところに書かれておりますとおり、原則18歳、それから、必要に応じて22歳まで延長という運用がなされているところでございます。こちらに対しましては、基本的に今回の民法の改正にかかわらず運用を維持するというところで、右の21年度のところで、真ん中ぐらいに書かれておりますが、施行後も現行の要件を維持することとしていると、この辺りを周知しているところでございまして、この中で資料5-1、これは平成30年6月に、民法改正を踏まえまして基本的には運用を変えない、資料5-1の裏のところに、今般の改正にかかわらず現行の要件を維持するとして通知を出してございまして、今年3月、全国の都道府県の地方会議でも周知を図っているところでございます。あわせて、児童養護のOBの方の自立支援につきましては、引き続き様々な支援を、5-4とここに書いてございまして、自立支援事業という形で引き続き取り組んでおります。

厚労省からは、以上でございます。

○法務省民事局 ありがとうございます。

では、続きまして、23番につきまして、文科省からお願いいたします。

○文部科学省 23番の主権者教育につきましては、これまでの取組に加え、主権者教育オンラインシンポジウムを開催いたしました。令和3年度は、主権者としての意識等を育むため、PTAなどと周知活動などを進めてまいります。

以上でございます。

○法務省民事局 ありがとうございます。

では、続きまして、24につきまして、法務省大臣官房司法法制部からお願いいたします。

○法務省 大臣官房司法法制部の吉田と申します。

先ほどアクションプログラムの部分で消費者庁様から御説明を頂きましたが、法務省では、契約や司法の基本的な考え方を習得するための法教育リーフレットの方を作成いたしました。こちらが資料6-1で配布させていただいているものでございます。こちらにつきましては、昨年度、高校2・3年生を対象として約220万部配布をさせていただいてございまして、今年度につきましても、高校2年生を対象として配布をいたします。また、今年度は教員向け法教育セミナーの開催を予定してございまして、その機会を捉えまして本リーフレットの存在だったり、活用方法などを学校現場に積極的に周知をいたしまして、生徒への配布や授業での活用を促したいと考えております。文科省様とも引き続き連携をしながら取組を進めてまいります。

項番24につきましては、以上でございます。

○法務省民事局 ありがとうございます。

では、続きまして、項目番号25につきまして、内閣府からお願いいたします。

○内閣府 内閣府でございます。

当局からは、アダルトビデオ出演強要問題に関する対策の推進について、21年度の取組を御報告させていただきます。

昨年6月に関係府省会議で決定いたしました「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づきまして、平成25年から毎年4月に実施しておりました「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」というものがございましたが、それを発展的に継承いたしまして、「若年層の性暴力被害予防月間」としまして、AV出演強要の問題などに更なる啓発を加えるとともに、若年層の様々な性暴力被害の予防啓発でありますとか、性暴力被害に関する相談先の周知など、そういった必要な取組を集中的に実施しております。

以上でございます。

○法務省民事局 ありがとうございます。

では、項目番号26以下につきましては、法務省民事局の私から御説明いたします。

まず、項目番号26、国民への浸透度等の調査ですけれども、一昨年度は世論調査、昨年度は法務省での浸透度調査を実施してまいりましたけれども、21年度につきましても、最終の年度ということもございますので、もう一度浸透度調査を行いたいと思っております。その結果につきましては、連絡会議を通じて皆様方とも共有させていただきたいと思っております。

それから、27、若い方々との意見交換として、現在までの取組にございますように、いろいろな取組をやってまいりましたけれども、昨年度は、若い方々に成年年齢を迎えるまでにいろいろ知っておいていただきたいことをまとめたウェブサイトの制作に当たり、高校生の方にも参加していただいて、こういったものを作っていくのか意見交換を行ってまいりました。21年度には、もう少し広い形で成年年齢の意義等についての意見交換ですとか、あるいは海外の若者等も参加するような機会を設けていきたいと思っております。

項目番号28番の周知活動ですけれども、資料6-2を御覧いただけますでしょうか。これはウェブサイトを広告するためのビラですけれども、例えばクレジットカードのこととかお酒のこととか、最近問題が多発しているSNSのほか、より一般的に大人とはどういう意義があるかとか、契約とか消費者契約とか、こういった事項について漫画やクイズを通じて勉強していただける特設ウェブサイト「大人への道しるべ」を作ったところでございます。今年の4月に公開しましたけれども、引き続き活用して、若い方々にも働きかけていきたいと思っております。

それから、最後に29番の成人式ですけれども、既に報告書をまとめて各市町村に向けて情報発信したところですが、それぞれの取組ですとかあるいは意思決定につきまして、まだ決まっていないところもあるようですので、各自治体からのアンケート調査を今年度も実施して発信していきたいと思っております。

また、多くの自治体の方は、引き続き成人式といったお祝いは二十歳でやるということのようですけれども、18歳の方を対象に、大人としての自覚を深めてもらう機会があった方がいいのではないかという意見もございましたので、先ほどの「大人への道しるべ」というウェブサイトを活用していくことも考えられるのではないかということを各自治体にも提示していきたいと思っております。

改定に関する報告は、以上でございます。

何か意見交換ということで、御質問ですとか、あるいは意見の発信ということでも構わないですけれども、何かございますでしょうか。

特によろしゅうございますか。

私の方から、では、2点ほどお願いしたいと思います。いずれも消費者庁さんですけれども、まず、項目番号1の消費者教育というところで、イベントとかメディアを通じた周知ということで御紹介があったかと思えますけれども、もう少し具体的に何かこういったものを想定しているというものがございましたら御教示いただけますでしょうか。

○消費者庁 消費者庁消費者教育推進課です。

今参事官からお話がありました件につきましては、資料2というのを今日お配りさせていただいておりますけれども、メディアですとかイベントを通じた周知というところにつきましては、資料2の5ページ目に記載をさせていただいております。関係4省庁の取組をまとめているところがございますけれども、イベントにつきましては、何かシンポジウムとかセミナーのようなものを開催できないかということを考えておりますし、また、成人式のところで、各地方公共団体の方からこういった成人年齢が引き下がるということですか、消費者被害に遭わないための注意喚起といったことをやっていただくよう、働きかけをしたいということでもあります。また、メディアを通じた情報発信というところにつきましては、法務省さんも特設のウェブサイトなりTwitterアカウントを取られますけれども、消費者庁の方でも消費者教育の関係で若年者向けの特設のサイトを発表して情報発信をしたりですとか、別のTwitterのアカウントを作って情報発信をしているところがございます。

イメージ図につきましては、資料2の7ページ目がTwitterアカウントの画像でございますし、8ページ目につきましては、特設サイトの状況でございますし、消費者庁の方で作りました動画ですとか、あるいは教材関係といったものを御紹介しているところがございます。

具体的には、9ページに幾つか御紹介をしておりますけれども、ゆりやんレトリィバァさんに出演いただいて動画を作成したりですとか、4省庁連携をいたしまして、新生活応援チラシという形で新しい生活を迎えられる方向けの情報発信というのを行っております。

また引き続きこういったものを増やしていくとともに、若い方に直接届ける取組というのもやっていきたいと思っておりますし、また、従前からやってきておりますけれども、「社会への扉」などを使って高校を中心とした学校におけるそうした教育というのにも積極的に行っていただけるよう、各都道府県に対しての働きかけというのもやっていきたいと思っております。

以上です。

○法務省民事局 ありがとうございます。

もう1点、消費者庁さんへのお尋ねになりますけれども、18歳に成年年齢を引き下げる際の民法改正の附帯決議のところに、取消権についても検討していくということがあったかと思えますが、この点につきまして、現在の検討状況等を御教示いただけますでしょうか。

○消費者庁 消費者庁の消費者制度課担当者から御説明をさせていただきます。

消費者庁では、契約法の更なる改正を視野に入れまして、まずは、平成31年の2月から「消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会」を開催して、法制的、法技術的な観点からの検討を行いました。この研究会については、同年9月に報告書を取りまとめました。その上で更に実務的な観点から検討を深めるため、令和元年12月から「消費者契約に関する検討会」を開催して検討を行っております。検討会では、高齢者や若年者等の様々な類型の消費者が被害に遭った事例を幅広く取り上げつつ議論が行われており、法制的にも実務的にも論点が多岐にわたっておりますが、取りまとめに向けて現在も引き続き鋭意検討を進めているという状況であります。

以上になります。

○法務省民事局 どうもありがとうございました。

私どももまた引き続き協力させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ほかに意見等ございましたら、意見交換につきましては以上とさせていただきます。

時間の関係もありますので簡単にご報告いたしますが、環境整備に関するヒアリング結果を資料7として準備しております。これは成年年齢引下げに関する法制審の委員でありました岡田ヒロミ先生、消費生活専門相談員というお立場で議論に参加していただいた方ですが、今の消費者教育等の取組等につきましてヒアリングを行いました。資料7記載のとおりですけれども、印象的なところとしましては、今の学校教育も大分アクティブラーニングという方向に変わってきていて、それは非常にいい方向ではないかと、ただ、生活相談員と教員との連携ですとか、あるいは地方と国との連携が更に求められているのではないかというような御意見でございました。皆様方におかれましても、御参考にしていただければと思っております。

ほか、よろしゅうございますでしょうか。

○文部科学省 すみません、文部科学省です。資料7にもございましたけれども、特に学校現場で教員が教材がなくて苦慮しているということがありましたけれども、この関係で今日もいろいろな資料、素材の方はいろいろ御用意いただいて、大変すばらしいものがそろっておりますので、あとはこれをどう授業の中で子供たちが主体的に自分事として捉えられるような形でどう使うかという、そういった実践例を積み上げていただいて、是非そういった連携を深める際に、子供が自分のこととして捉えられるような、そんなこういったできた教材の使い方みたいなものを是非オープンにさせていただいて、共有していただくと進むのではないかと思いますのでよろしくお願いいたします。

○法務省民事局 どうもありがとうございました。私どももまたいろいろ御相談させていただければと思っております。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、よろしゅうございますでしょうか。

おおむね本日の議事は以上ということになります。皆様からお出しいただきましてこちらでまとめた工程表の改定案を、次回親会に上げさせていただくということでよろしゅうございますでしょうか。

それでは、こういう形で、次回親会にお諮りすることにさせていただきたいと思っております。

それでは、この幹事会の準備につきましても、また本日の御参加につきましても、お忙し

い中、皆様の御協力を頂きましてどうもありがとうございました。ただ、今年度最後ということになりますので、しっかり連携しながら環境整備に努めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

これで閉会とさせていただきます。

—了—